

## 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱

平成 13 年 11 月 9 日 13 産労農芸第 1411 号  
改正 平成 14 年 5 月 30 日 14 産労農振第 234 号  
改正 平成 18 年 7 月 20 日 18 産労農食第 411 号  
改正 平成 24 年 2 月 1 日 23 産労農安第 880 号

(趣 旨)

第 1 東京都は、東京都農作物獣害防止対策事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び東京都農作物獣害防止対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、自ら事業を実施する区市町村又は事業を実施する団体等に補助金を交付する区市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び経費等)

第 2 前項の規定による補助金の交付対象とする事業の事業区分、補助対象経費、事業実施主体及び補助率については、別表第 1 に定めるとおりとする。  
2 別表第 1 に掲げる事業区分の経費は、相互に流用してはならない。

(補助金の交付申請)

第 3 補助金の交付を受けようとする区市町村長（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。  
2 申請者は、前項の規定による申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第 4 知事は、前条に定める申請書の提出があったときには、その内容を審査し適当と認める場合は補助金の交付を決定し、申請者に通知する。  
2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え又は条件を付することができる。

(申請の撤回)

第5 申請者は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第6 知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(申請事項の変更)

第7 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事業変更承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 各事業区分について、その事業費又は事業量の2割を超える変更
- (3) 各事業区分について、整備する機械、施設等の施工箇所又は設置場所の変更

2 知事は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

(事業の中止又は廃止)

第8 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事に補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

(事故報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(別記様式第4号)を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告書の提出)

第10 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度の12月31日現在において事業実施状況報告書(別記様式第5号)を作成し、当該年度の1月15日までに知事に報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、知事は特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

(遂行命令等)

- 第 11 知事は、補助事業者が提出する報告書又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命じることがある。

(実績報告)

- 第 12 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第 6 号）を速やかに知事に提出しなければならない。第 8 により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。
- 2 第 3 の 2 のただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第 3 の 2 のただし書により交付の申請をした申請者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第 7 号）により知事に速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定)

- 第 13 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

(是正措置)

- 第 14 知事は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

(補助金の支払い及び請求)

- 第 15 知事は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後補助金を支払うものとする。ただし、補助事業の遂行に当たって必要があると認めるときは補助金の全部又は一部を概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の交付を請求するときは補助金交付請求書（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。ただし、概算払による場合は概算払請求書（別記様式第 9 号）を提出する。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合は、第 13 の規定による補助金の額の確定の通知を受領した後速やかに概算払精算書（別記様式第 10 号）を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。

(決定の取消し)

- 第 16 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項各号の規定は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第 17 知事は、第 6 又は第 16 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。
- 2 知事は、第 13 の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

- 第 18 知事が、第 16 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とす

る。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

#### (違約加算金の計算)

第19 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす。

- 2 前条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第20 第18の第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (他の補助金等の一時停止等)

第21 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### (財産処分の制限)

第22 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用を増加した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- 2 知事は、補助事業者が前の規定により、知事の承認を得て財産処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を補助事業者へ納付させることがある。

- 3 当該財産が処分制限期間を通過していない場合においては、財産管理台帳（別表第2）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（帳簿及び関係書類の整理保管）

- 第23 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

- 第24 補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助金を交付するときは知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

（附 則）

- 1 東京都緊急獣害防止対策事業費補助金交付要綱（平成10年4月1日付9労経農芸第2661号）は、廃止する。

（附 則）

- 1 この要綱は決定の日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正前のこの要綱に基づき作成された帳票及びなされた手続きについては、改正前のこの要綱の規定に基づきなお効力を有する。

別表第1 (第2関係)

事業区分	補助対象経費	事業実施主体	補助率
加害獣侵入防止対策事業	<p>次に掲げる施設及び設置に係る経費</p> <p>(1) 加害獣侵入防止のための電気柵</p> <p>(2) 加害獣侵入防止用ネット</p> <p>(3) (1)及び(2)の附帯施設で加害獣侵入防止に有効かつ必要不可欠なもの</p> <p>(4) その他、知事が加害獣侵入防止に効果的であると認めた施設</p>	<p>(1) 区市町村</p> <p>(2) 農業協同組合</p> <p>(3) 3戸以上の農家で構成する農業法人又は営農集団</p> <p>(4) その他、知事が必要と認めたもの</p>	<p>事業に要する経費の2分の1以内</p> <p>ただし、区市町村以外が事業実施主体である場合は、区市町村が事業に要する経費の4分の1以内を負担することを原則とする。ただし、区市町村、営農集団及び農協等団体の負担割合は地域の実情に応じて変更しても差し支えない。</p>
警戒システム整備事業	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) 加害獣の行動域の情報収集に必要な機材の整備</p> <p>(2) 加害獣の被害防止について、知見及び実地経験が豊富な指導者の招請等</p> <p>(3) 加害獣の追払い専従者の人件費及び追払いに伴う必要経費。ただし、必要経費が全体経費の7割を超えてはならない。</p> <p>(4) その他、知事が加害獣の警戒システムの整備に効果的であると認めた取組</p>		<p>事業に要する経費の2分の1以内</p>
有害鳥獣捕獲支援事業	<p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく有害鳥獣捕獲、又は「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」に基づく防除を行う経費</p>	<p>区市町村</p>	